

令和6年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧（大平地域）

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	富田第3	【「八坂神社大祭」の在り方について(今年は8月2、3、4日実施)】 富田1～5自治会が1年ごとに「宮番」として運営の中心となります。自治会長と氏子総代兼任で既に計画準備に入ってますが、神社側、総代会、みこし会、各自治会等の間での権限役割、責任など、年1回の行事のせいか、ずさんな運営状況に頭を痛めています。 できれば市(総合支所)を中心に「運営委員会」(仮称)を立ち上げて、“町おこし”のサポートをお願いいたします。 ことに「ウイルス感染」と「猛暑」が予想される状況で危機管理責任について、とりわけ児童・生徒・高齢者の健康への配慮の欠落はひどいと思います。(個人的には那須で起こった高校生(+教員)の登山訓練中事故問題に多少コミットした経験より人命に関して深い思いがあります。)	【地域政策課:TEL 24-0352】 市では、自治会活動における神社のお祭りなどの宗教的行事には関わることはできませんが、自治会の皆さまが行う、地域のイベントや町おこしのサポートなどは積極的に行ってまいります。 なお、お祭り等の運営方法については、自治会行事とは別に、お祭りの運営主体を実行委員会が担う手法(例えば「八坂神社大祭実行委員会」を設立して運営にあたるなど)もあり、そうした事例を助言することも可能です。 また、地域の親子が一緒に参加するコミュニティ活動などに助成できる支援メニューなどもございますので、お気軽に地域政策課地域づくり推進係にご相談をいただければと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:地域政策課:TEL 24-0352】
2	富田第5	【公民館改修(改築)に伴う補助金】 公民館が老朽化しており、自治会として積み立てを行っているが、市としては改修(改築)する場合の補助金は、どのくらいになるのか、ご教示願います。	【地域政策課(栃木公民館):TEL 24-0352】 【大平地域づくり推進課(大平公民館):TEL 43-5231】 自治会公民館の新築や修繕等に係る補助制度は次のものがございます。 ○栃木市自治会公民館建築費等補助金 ・自治会公民館の新築や改修に係る100万円以上の工事費の10分の3以内の額とし、300万円を上限に交付。 ・栃木市独自の補助金。 ○コミュニティ助成事業 ・自治会公民館等の新築等に係る事業費の5分の3以内に相当する額とし、1,500万円を上限に交付。 ・一般財団法人自治総合センターが実施する事業となり、同センターに事業が採択された場合に限り補助金の交付を受けられます。 ・新築又は大規模修繕に限る。 両制度とも、詳細な採択要件がありますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:地域政策課(栃木公民館):TEL 24-0352】 【担当課:大平地域づくり推進課(大平公民館):TEL 43-5231】
3	富田第5	【下町第2公園樹木伐採依頼の件】 上記公園の樹木が茂ってきているので、伐採を依頼します。	【公園緑地課:TEL 21-2414】 平素より下町第2公園の環境美化活動を実施いただきましてありがとうございます。おかげ様で公園は美化が保たれ、安心安全にご利用できる公園となっております。 ご相談のありました樹木につきましては、令和6年6月に伐採を実施させていただきました。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
4	富田第6	【道路管理のお願い】 当自治会内に限らず、道路脇の民地と思われる箇所からの雑草や樹木などによって、道路の通行が妨げられ、危険と思われる場所が散見されます。巡回を強化していただき、土地所有者への指導、市による整備を要望いたします。	【環境課:TEL 21-2422】 【建築住宅課:TEL 21-2452】 【農業委員会事務局:TEL 21-2395】 【道路河川維持課:TEL 21-2774】 道路脇の管理不十分な民地等からはみだした雑草や樹木等につきましては、土地の種目や現況に応じて、各所管課で下記の通り対応してまいります。 民地の雑草等につきましては、環境課において、情報提供をいただいた現地を確認し、周辺に悪影響が生じる場合は、適切な管理をお願いしてまいります。 空き家の雑草等につきましては、建築住宅課において、情報提供をいただいた現地の確認を行い、所有者等を調査後、通知等を送付することにより適正管理を促す指導等を行っております。また、専門家を招いた講座や市職員による講座を開催することにより空き家の発生や草木の越境などを含む管理不全を未然に防ぐ取り組みを行ってまいります。 農地の雑草等につきましては、農業委員会事務局において、情報提供をいただいた現地を確認の上、所有者もしくは耕作者に対し連絡し、農地の適正管理を促してまいります。 道路歩道からの雑草等につきましては、道路河川維持課において、市職員のパトロールを行うなど発見に努めている所ですが、不足の部分については御連絡を頂き、現場を確認後、対応してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:環境課:TEL 21-2422】 【担当課:建築住宅課:TEL 21-2452】 【担当課:農業委員会事務局:TEL 21-2395】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】
5	富田6	【防災行政無線(屋外スピーカー)設置の要望について】 防災行政無線は、富6自治会内及び近隣になく、遠くから音楽などは聞こえてきますが、内容は不明瞭で把握できず、緊急放送の用をなしていません。聞き取り可能な場所への設置を要望いたします。	【危機管理課:TEL21-2551】 ご要望をいただきました、防災行政無線の設置につきましては、平成26年から5か年の計画で予定していた185カ所の整備が全て完了したことから、現在のところは新規設置予定はございませんが、現地において状況を確認し、設置場所周辺の環境やスピーカーの向き、聞こえ方などの確認を踏まえ、より聞き取りやすい環境に向けた改善策について検討してまいります。 なお、防災行政無線からの放送については、言葉の間隔をあげ、ゆっくりと話し、二回繰り返すなど、聞き取りやすくなるよう工夫しておりますが、音が届く範囲が限られていること、強風や雨などの気象条件の影響や構造物による音の反響、気密性の高い屋内など、放送を聞く環境によっては聞こえない又は聞き取りにくいことがあります。 そのようなことから、放送内容を電話で聞くことができる、自動音声案内(TEL:0282-24-3322)の運用の他、同内容を市のホームページ、Facebook 及び X に掲載することで、できる限り広く周知ができるようご案内しております。 また、台風や大雨等の非常時においては防災行政無線の他に、防災ラジオ(コミュニティFM)、テレビ、緊急速報メール、CC9登録制メール、市のホームページやSNSなどにより情報を発信しております。 情報の収集に当たっては、防災行政無線に限らず、ご自身の生活環境に適した複数の手段を用いていただければ幸いです。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
6	西山田第2	【ぶどう通りの歩道や自転車道の整備について】 近年ぶどう通りはハイカーの方々や自転車走行の方々を多く見受けま す。歩道らしきものはあるようですが、安全面を考えると不十分と思 います。周りには観光ブドウ園が多くあり、整備の検討を要望します。	【道路河川整備課:TEL 21-2407】 ご要望のぶどう通りを確認したところ、観光ブドウ園の駐車場や乗入 れ口の一部を除き、ほぼ全体的に幅2m前後の歩道に縁石が既に設置 されております。更なる歩道の整備につきましては、子供の安全確保の ため学校周辺の歩道のない危険な通学路を優先的に行っているため、 現時点ではどのような安全対策が有効か関係部署と協議しながら検討 してまいります。	【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】 スポーツ課による自転車通行空間整備事業として、「自転車通 行指導帯」と呼ばれる青い矢羽根の路面標示を車道の左側に明 示し、歩行者に対する安全対策を行いました。
7		【ぶどう通り、清水寺入口交差点の交通安全対策について】 ぶどう通りの交通量は年々増加していると感じます。新斎場あじさいの 杜の開設や、栃木シティFCのJFL昇格等、更に増加すると思われます。 また、入口交差点から清水寺への道路も整備され、地元住人以外の方 々の利用も増えています。 さて、件名の清水寺入口交差点において近年、交通事故が何回か発 生しています。運転者の不注意と言ってしまうかもしれませんが、点滅信 号の設置や道路への交差点表示等、交通安全対策を要望します。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 信号機の新規設置にあたっては、全国統一の基準である「信号機設 置の指針」(道路形状や交通量等の諸要件を規定)に基づき総合的に 判断したうえで設置するとされております。 信号機設置、路面標示等の交通規制については、県公安委員会が 権限を有していることから、今回の要望につきましては、現地調査を実 施し、市より栃木警察署あて連絡させていただきました。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】
8	中央町第1	【昭和第二公園除草剤散布のお願い】 前年度回答要旨にあるように、市実施による除草剤散布を本年もお願 いしたい。 日程調整は公園緑地課へ連絡でよろしいでしょうか。	【公園緑地課:TEL 21-2414】 平素より昭和第二公園の環境美化活動を実施いただきましてありが とうございます。おかげ様で公園は美化が保たれ、安心安全にご利用で きる公園となっております。 昨年度同様、市におきまして年に1回となりますが、除草剤散布を実 施させていただきます。 除草剤の散布日については、自治会の作業日程と調整を行いたいと 考えておりますので、自治会の作業日程が決まりましたら、公園緑地課 へご連絡いただけますようお願い申し上げます。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
9	中央町第1	【不法投棄実態調査他のお願い】 本自治会内の、27箇所のごみステーションでの不法投棄処理対応に苦慮しています。昨年度、外国人向け資料の充実をお願いし、ベトナム語のゴミ関連資料の追加、各外国語ゴミカレンダーへの『日本語カレンダーを参照』との1文追加は行っていただきました。 これらを活用し、外国人入居開始時のゴミ捨て教育、並びに外国人不法投棄者へのゴミ捨て教育を行い、令和5年1月から12月までの1年間で不法投棄は34件(令和3年同期間では58件発生)と低減出来ました。 しかしながら、外国人による不法投棄を皆無にする事は出来ていません。 改善依頼をさせていただいた、外国語資料『「保存版」ごみと資源の分け方・出し方』の最新版発行(現行は2010年版で内容不備)、外国語カレンダー上での収集しない日の明確化(『正月・ゴールデンウィーク中の収集不可』、もやすごみ以外の『第5週目の収集不可』記載)が採用されていないことも、不法投棄を皆無に出来ていない一因です。 スマホアプリ「3R」は外国人にも活用されており、日々の回収物が表示されるので投棄物誤りは低減していますが、分別方法が改善されていませんし、「3R」がインストール出来ないスマホを所持している外国人もあり、アプリの工夫も必要です。 一方、さる4月23日に栃木市地域クリーン推進員連合会大平支部総会が開催され、大平地域づくり推進課の事業が紹介されました。その中に不法投棄対策が含まれていましたので具体的な内容を質問させていただきました。警告看板を用意しているのは分かりましたが、中央町1丁目での問題解決には至りません。 不法投棄者は自治会員(約380世帯)ではなく、中央町1丁目の場合はアパート住人(約150世帯)、特に外国人(約50人)の新入居者が殆どですが、事後処理的に初めて分かるのが実情です。 自治会所属のクリーン推進員に処理対応を任せるのが良いのか、更に活動推進費が自治会員の数に応じて支払われますがこれが妥当なのか、疑問が生じます。 また、他地域の推進員からも意見が出され、不法投棄と言っても地域ごとに起きていることが異なり、立て看板を用意すれば事足りるわけではないことが分ります。 そこで、下記をお願いをいたします。 ① 既に発行されている上記外国語資料(分別方法、ゴミカレンダー)の改正と、インド人・パキスタン人に対応する資料の新規発行 ② 外国人が栃木市に移住して来た際の、住民課によるアプリ「3R」紹介とインストール確認 ③ 栃木市地域クリーン推進課による不法投棄実態調査とそれに基づく効果的な対応策立案と推進員への紹介	【クリーン推進課:TEL 31-2447】 ① 『ごみと資源の分け方・出し方(最新版)』につきましては、現在、英語、中国語、スペイン語、ネパール語、ベトナム語、韓国語、ポルトガル語への翻訳を進めており、令和6年度中に市ホームページへの掲載を予定しております。 「ごみと資源の収集日カレンダー」につきましては、翻訳に時間と経費を要することや、多様な国の方がいらっしゃるため、その方々が使う言語それぞれに、対応するのは難しいのが現状です。 資料の翻訳につきましては、ヒンディー語(インド人)及びウルドゥー語(パキスタン人)を含め、本市に定住している国籍の方の言語から、今後どのような言語に対応すべきか、検討してまいります。 ② 本市に外国人の方が転入されてきた際には、市民生活課窓口等において、該当する言語のごみ分別アプリ「さんあ〜る」のチラシ配布及び案内をしております。 アプリのインストールにつきましては、強制できるものではないため、インストールの確認は行っておりませんが、アプリ利用について呼びかけをしてまいります。 なお、本市では、市内の外国人の技能実習生を受け入れている企業や外国人専門学校などから申し込みがあった場合、外国人向けごみ分別講座を実施しており、外国人の方に対し、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のインストールを案内しておりますので、講座について周知を図ってまいります。 ③ 現在、本市には、約4,050箇所のごみステーションがあり、管理は、設置者及び利用者の皆様をお願いしているところであります。 ごみステーションの不法投棄問題は地域によって様々であるため、地域クリーン推進員の方や、自治会の皆様と連携し、より良い対応策を検討してまいります。	【担当課:クリーン推進課: 31-2447】 「ごみと資源の分け方・出し方」については、10月中旬に8か国語に翻訳したものを市ホームページへ掲載いたしました。 ※8か国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、ミャンマー語)

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
10	横堀	【消防団員の確保について】 安心・安全、防災の要となり地域に密着している消防団は欠くことのできない存在だと思います。しかしながら、現状は人口減少や高齢化、価値観・ライフスタイルの変化などで、団員の確保が難しくなっています。 そのような中で、団員の確保が出来ている自治会があるようでしたら、その取り組み内容、成功事例等共有したいと思いますので、お聞かせください。	【消防総務課:TEL 23-3527】 日頃より消防団活動についてご理解いただき、誠にありがとうございます。また、消防団員の確保についてもご尽力いただいていること、重ねて御礼申し上げます。 団員確保の取り組みにつきましては、現役の消防団員が友人知人に対し直接勧誘を行ったり、自治会において、名簿等から候補者リストを作成し個別に勧誘をしていることが多いと伺います。数年で退団を希望する方もおりますので、候補者リストがあると安心して入団できるようです。 しかし、それでも多くの分団で団員確保に苦慮しているのが現状でありますので、周知のことかもしれませんが、団員確保のための対策について、何点か情報提供させていただきます。 まず、待遇等を記載した団員募集に関するチラシ等の準備がございます。勧誘の際にご利用いただければと存じます。また、勧誘には現役の消防団員が同行することが可能ですのでよろしければご検討ください。 次に、消防団員の任命要件についてです。要件は18歳以上であること、市内に居住または勤務していること、健康であることの3点です。性別は問いませんので女性も入団ができます。 本市消防団は現時点で災害対応にあたる女性消防団員はおりません。しかし女性消防団員に限定すると全国的に人数が増加しているというデータがありますので今後の人選についてご検討いただければと存じます。 そのほか学生で入団した方に対し認証状を交付する制度や、消防団活動を災害対応のみに限定する機能別消防団員制度もございます。 本市消防団にとっても団員確保は最も重要な課題であると認識しております。今後とも自治会、消防団の相互の協力をもとに地元の防災力を維持していきたいと存じますので引き続きよろしくお願いいたします。なお、個別でのご相談を含め必要な際はいつでもお声かけください。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:消防総務課:TEL 23-3527】
11	横堀	【横堀地内 放置されている白水産業の廃棄物について】 ① 県は白水産業に対し、放置されている廃棄物の撤去指導等を令和4年2月に文書にて行ったと聞いています。その後の経緯等、栃木市が把握していれば教えてください。 ② 横堀自治会では毎年、白水産業の廃棄物に対し草刈、除草作業を行っていましたが、令和4年にその管理を放棄しました。その後、白水産業敷地内から敷地外、道路にかけ、雑草の種がこぼれ背丈ほど繁茂し、その中にゴミが捨てられています。防犯、交通事故防止、環境美化の観点から何らかの対応をお願いします。	【クリーン推進課:TEL 31-2447】 ① 栃木県小山環境事務所に問い合わせましたところ、『県では令和4年2月に白水産業(株)の元役員に対し、廃棄物の撤去及び協議会活動経費の催促について文書指導を行いました。その後、元役員からの連絡及び入金はない状況であり、引き続き連絡や接触を図るなど、粘り強く指導していくことを確認しています。』との回答がありました。 ② 白水産業(株)跡地については、横堀自治会にご協力をいただき、横堀環境保全協議会により、廃棄物の整理及び処理、除草、建屋の進入防止措置、囲いの修繕作業等を実施しておりました。 新型コロナウイルス感染症の流行から活動を見送っておりましたが、環境保全について、市と県において再開する方向で調整を進めております。	【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】 県と市で調整を行い、横堀自治会の皆さまにもご協力をいただきながら、7月と11月に環境保全活動(除草、ごみ拾い等)を実施いたしました。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
12	川連	【永野川JR橋梁架け替え工事の工事進捗について】 昨年(R5 年)度のまちづくり懇談会ふれあいトークの事前質問にて、永野川 JR 橋梁架け替え工事の工事進捗について、『JR 橋梁架け替え工事の着工開始年月は決定しておりません。』とご回答頂きましたが、その後、工事の進捗状況に進展はありましたか？ 昨年に引き続き、ご回答願います。 (本件、栃木県栃木土木事務所の取扱案件ですが、ご回答のご対応、宜しくお願い申し上げます。)	【治水対策室:TEL 21-2785】 河川管理者であります栃木県栃木土木事務所(改良復旧課:23-3921)に確認したところ、以下のとおり回答がありました。 『JR 橋梁架け替え工事の進捗状況については、令和4年度に用地の境界立ち会いを実施しましたが、一部の土地について土地所有者の理解が得られず、現在も立ち会いができない状況にあります。本年度も引き続き、事業にご理解いただけるよう交渉を継続する予定です。 したがって、着工開始年月は現在も決定しておりません。用地のご協力が得られ次第、架け替え工事に着手してまいります。』 市としましても県と情報を共有し、広報とちぎ、回覧等により情報発信に努めてまいります。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】
13	川連	【災害時の避難所におけるトイレ環境について】 令和 6 年 4 月 26 日付けの下野新聞朝刊の『水道管耐震化依然 4 割』の掲載記事で、2022 年度末で栃木県の耐震適合率が 39.9%で全国平均を 2.4 ポイント下回ることを知りました。(栃木市は 26.1%) この新聞記事に関連して、栃木市における ①災害時の避難所のトイレ環境は全般的にどのような状況ですか？ ②川連自治会の最寄りの指定避難所である『(45)栃木翔南高校』のトイレ環境はどのような状況にありますか？ ③災害時の避難所のトイレ環境の整備はどのように進んでいますか？ 近年、災害時を考慮して各個人においては『簡易トイレ』の準備が奨励されていますが、避難所におけるトイレ環境に不安を感じています。 (1)今年 1 月の能登半島地震においては、上下水道破断等により避難所のトイレが使用出来ないことにより、排泄を控えるため飲食を控える被災者が続出した話を聞きました。 (2)阪神淡路大震災時においては、地震によって避難所のトイレが使用出来ず、『トイレパニック』なる言葉も登場し、緊急時として避難所の庭先に穴を掘り、『ぼっとん便所』を作って対処した話も有名です。	【危機管理課:TEL 21-2551】 災害時における避難所のトイレにつきましては、ご質問をいただきました栃木翔南高校も含めた全ての避難所で、各施設の既存のトイレを使用することとしております。 また、ご指摘にもあります通り、能登半島地震のような大災害の際は、施設のトイレが使用できなくなることがあります。それに備え、市では、凝固剤と袋がセットになった「携帯トイレ」の備蓄を行っているほか、災害協定を結んでいる民間企業などから簡易トイレを調達し、必要に応じて各避難所に設置いたします。 なお、災害に対する備えについては、行政による「公助」だけではなく、家庭での「自助」や、地域での「共助」による備えが重要となります。能登半島地震では、特に「水」や「トイレ」などの不足が大きく報道されたことから、地震に備えた家庭での備蓄について、広報とちぎ3月号にて、改めて呼びかけを行ったところです。 これからも、防災備蓄について周知をしてまいりますので、ぜひ、家庭や地域での備えを進めていただければ幸いです。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】
14	真弓西	【交通安全に関する要望】 大平町運動公園と真弓児童公園が繋がる通路で、運動公園側より通行する(学生や大人の)自転車が、スピードを出して走ってくることがあります。時々バイクが通ることもあり、東側から車が出る時や歩いて公園に行く際に、事故が起こる可能性があり大変危険を感じます。 もっとゆっくり通るようにしてほしいのですが、何か良い方法はないでしょうか。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 【公園緑地課:TEL 21-2414】 ご要望いただきました箇所につきまして、公園利用者の安全、交通事故防止を図るため、5 月に注意喚起の看板を設置いたしました。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】 【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
15	真弓西	【町内放送について】 町内放送の音声が複数個所から聞こえるため、時間差により内容が聞き取りにくいと感じています。内容が聞き取りやすい様に改善を要望したいのですが、何かよい方法はないでしょうか。	【危機管理課：TEL21-2551】 防災行政無線（屋外スピーカー）は、情報伝達手段の一つとして設置しております。 防災行政無線からの放送については、言葉の間隔をあけ、ゆっくりと話し、二回繰り返すなど、聞き取りやすくなるよう録音時の工夫しておりますが、近くに複数の防災行政無線が設置されている地域におきましては、音声の伝達時間の違いにより、一部聞き取りにくい場合もございます。 そのようなことから、放送内容の自動音声案内（TEL:0282-24-3322）の運用の他、同内容を市のホームページ、Facebook 及び X に掲載することで、できる限り広く周知ができるようご案内しております。 放送内容の確認につきましては、防災行政無線に限らず、ご自身の生活環境に適した複数の手段を用いていただければ幸いです。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：危機管理課：TEL 21-2551】
16	真弓中	【道路補修の速やかな対応、適切な管理】 市道舗装の凹みによる水たまり解消、舗装破損箇所（穴など）の補修、草刈りなどの要望に、歩行者自転車の転倒事故が起こる前に速やかに対応してほしい。	【道路河川維持課：TEL21-2774】 市道舗装の凹みによる水たまり解消、舗装破損箇所（穴など）の補修、草刈りなどについては、今現在、市職員のパトロールを行って発見に努めている所ですが、不足の部分については御連絡を頂き、現場を確認後、早急に対応してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2774】
17	真弓中	【市道市有地桜の木の管理】 自治会内日冷工業前の桜の木の管理の強化。枯れ枝枯れ木の速やかな撤去を要望したい。他日立製作所北側桜並木も同じく要望したい。	【道路河川維持課：TEL21-2774】 桜の木につきましては、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害により、危険な枯れ枝等が増えている状況であります。 クビアカツヤカミキリの防除とあわせ、危険な枝については、伐採を行ってまいります。 なお、日立製作所北側の桜並木の桜につきましても、同様に対応してまいります。	【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2774】 危険な枯れ枝等を発見次第、除去を行っております。また、枯れ木については、順次伐採を行います。
18	真弓東	【道路標識取り付けの件について】 真弓中内公民館前の十字路前に、水道タンクがあるのですが、東側から来た車と、南側から来た車がぶつかりそうになり、東側から来た車がタンクにぶつかる事故がありました。北側にカーブミラーは付いているのですが、十字路南側に停止線、徐行、止まれの標識を付けてほしいです。	【交通防犯課：TEL 21-2151】 標識をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、今回の要望につきましては、現地調査を実施し、市より栃木警察署あて連絡させていただきました。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2151】
19	真弓南	【真弓集会所の押しボタンのある横断歩道での信号無視の車を取り締まって欲しい】 真弓南の小学生は、真弓集会所に集まって登校しますが、押しボタンを押して信号が青になったのを確認して横断歩道を渡ろうとしたときに、赤信号で突っ込んでくる車が何度かありましたので、取り締まりの強化をお願いします。	【交通防犯課：TEL 21-2151】 交通違反車両の往来について、栃木警察署、大平交番あて情報提供させていただきました。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2151】
20	真弓南	【ゆうゆうプラザ東側の永豊橋の東側に横断歩道を設置してほしい】 真弓の小山大平線ゆうゆうプラザの前の通り、通勤通学の時間帯は、車の量が多く中学生が道路を横断するのに苦労しているので、永豊橋東側、読売新聞付近に、横断歩道の設置を要望します。	【交通防犯課：TEL 21-2151】 横断歩道の路面標示をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、今回の要望につきましては、現地調査を実施し、市より栃木警察署あて連絡させていただきました。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2151】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
21	中央町 2丁目	【大平中学校東側の用水について】 大平中学校東側の用水の中の草や異物の浚渫を検討ねがいます。 また護岸に生えた雑木の伐採もお願いいたします。	【農林整備課:TEL 21-2387】 当該水路は、農業用水路として西野田水利組合が管理しております。 今般、組合長様とご要望事項について協議をしたところ、現在は田植え期のため水量が多いことから、水量の減る農閑期にご対応いただける旨お話をいただいております。	【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】 当該用水路を管理する西野田水利組合により、水路内の除草等を実施しました。 また、民有地から水路側に茂っている草木等については、土地所有者による管理が必要となるため、その旨通知しました。
22	中央町 2丁目	【日立工場、大平運動公園北側のさくら通りについて】 とちぎの道と川百選に選ばれている日立工場、大平運動公園北側のさくら通りについて、枯れ枝の伐採、及び並木の植樹帯や歩道及び路側帯の定期的な除草・清掃を実施し並木の保安全管理をお願い致します。	【道路河川維持課:TEL 21-2774】 大平運動公園北側のさくら通りについては、今年度、枯れ木の枝の伐採を早急に行います。 また、歩道及び路側帯等の除草・清掃につきましては、6月・8月・10月の年3回、実施してまいります。	【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】 危険な枯れ枝等については、発見次第除去を行っております。 また、枯れ木についても順次伐採を行います。
23	新第3	【公民館の周知について】 公民館が分かりづらいとの声多数。看板もほとんど見えないので整備してほしい。	【大平地域づくり推進課:TEL 43-5231】 自治会公民館につきましては、市が建設したものではなく、各自治会等、自治会員が利用する施設として建設されたものであります。 したがって、施設の貸し出し、維持管理等に関しても、各自治会等が行っていると思いますので、道路に面し、施設に付帯しない看板整備等につきましては、自治会内での対応をお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-5231】
24	上牛久	【メディカルセンターしもつがにおけるドクターヘリ運用(飛行経路)について】 現在メディカルセンターしもつがにて運用されているドクターヘリにつきまして、その飛行経路が上牛久住民宅の頭上を通過していると感じ、一部住民より不安の声も上がり自治会としても懸念しております。 航空機のトラブルは離発着時が多いとされており、万が一を考慮し、低高度の飛行は東部に広がる農地上のルートを検討は難しいのでしょうか。 また、真上を飛行しているとの認識も錯覚によるものかも知れませんが、現在の往路復路のルートを含めどのような運用状況であるのかの説明をお願いいたします。	【警防課:TEL 23-0070】 【健康増進課:TEL 25-3500】 栃木県ドクターヘリは、栃木県が運営主体となり獨協医科大学病院を基地病院として平成22年に運航を開始し、栃木市消防本部では、令和5年度中に109件要請しております。また、運航開始以来、事故等のトラブルはなく、適切な運航管理のもと専門医による速やかな救命処置や医療機関への迅速な搬送を実践し、救命率の向上及び後遺症軽減に貢献しています。 とちぎメディカルセンターしもつがの屋上ヘリポートは、平成28年4月から運用を開始し、令和6年3月までに99回、年間にしますとおよそ15回程度使用しております。また、このヘリポートは栃木市の中心部に位置していることから、ドクターヘリの有効な離着陸場であるものの、ご心配のとおり近隣に住宅密集地や学校があり、運航上特段の注意が必要と考えられます。 飛行ルートについて、ドクターヘリの運行管理担当者に確認をしたところ、獨協医科大学病院からとちぎメディカルセンターしもつがまでは、直線ルートを飛行しており、上牛久自治会はそのルートになりますが、基本的に離着陸時には、住宅地や学校の上空の飛行は回避し、東側農耕地から進入することに配慮しているとのことでありました。 なお、今回のご意見を受けまして、気象状況にもよりますが、病院北側の住宅密集地を回避し離着陸するよう改めてドクターヘリパイロットに周知するとの回答を得ております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:警防課:TEL 23-0070】 【担当課:健康増進課:TEL 25-3500】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
25	上牛久	【川連地域の広場、今後の管理運営(将来の閉鎖を含めた) について】 川連地域の広場(大平町川連 202)につきまして、除草ゴミ拾い及びグラウンド整備等、広場を利用しているスポーツ団体様にその管理の大半をお願いしてまいりました。 しかしながら、近年は利用者の高齢化また利用団体の減少により、その維持管理も大きな負担となってきており、個の団体と関連自治会のみでの自己管理では難しい状況になりつつあります。 委託の範囲内での外部業者利用にも限界があり、あまりに広範囲であることから、年に数回、行政のほうで業者を入れていただく事は出来ませんでしょうか。 また将来に向けて、利用する機会が無くなった場合の閉鎖を含めた取扱いはどのような手順を踏むのか、ご回答をお願いします。	【大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】 大平地域の広場は、地域社会の振興と体力づくり、運動の推進を図るため、関係する自治会と市の相互理解と協力を基盤とし、施設管理や土地の貸借など、それぞれ役割を分担して行っているところです。 このようなことから、設置当初から広場の管理運営につきましては、関係自治会に行っていたいただいており、市は維持管理等に必要な経費を管理委託費として、お支払いしているところです。 委託費の積算は、1平方メートル当たり 10 円を基準としていますが、人件費、資材等が高騰し、委託料の範囲内での管理が難しく自治会の負担額が増加するなど、費用的に厳しい状況であることは推察しますので、今後、積算となる基準額を見直してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、地域の広場の閉鎖につきましては、地域の広場が開設された経緯を踏まえ、関係自治会での話し合いや、利用団体との協議により、市が土地の返還に向けた手続きを行いますので、まずは、大平地域づくり推進課へご相談ください。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】
26	下高島	【一級河川 巴波川下流区間 河川改修事業について】 令和 6 年 2 月 20 日(火)ゆうゆうプラザにおいて、表記の件について栃木土木事務所より説明がありましたが、その河川改修工事についての質問です。 河川改修工事は令和 13 年度までの工事で、流量を増やすため洪水時の水位を低下させるための河道を掘って、水が流れる面積を広くする河道掘削工事を行うとのことですが、説明会では、24 時間で 200 ミリを想定しての対策工事ということを質問して聞きました。 2019 年 10 月の台風 19 号の栃木市の降水量は、降り始めてから 10 月 12 日の一日の降水量が平井町の観測所で 298mm、鍋山町の観測局では 422mm を記録しています。自然を相手なので一概には言えませんが、今後、2019 年 10 月並みの台風が上陸したり、線状降水帯による大雨が降ったりした場合には、24 時間で 200mm を超えることが想定されます。24 時間で 200mm というのは、1 時間に 8 mm 程度の雨です。これは、通常の雨が一時的にやや強い雨の降り方です。 そうなりますと、数値上では巴波川が越水することは避けられない状況で、洪水が起こる可能性は大きいのではないかと想定できます。数年後、(7 年度以降?)市内の地下整備事業により巴波川に放流されるようですが、数値上では越水して洪水の起こる状況は避けられないのではないかと考えられます。 そのことを想定しての対策工事に限られてしまうということになりますか? 今後の雨の状況によっては、自治会、個人での事前対策等もありますので、分かりやすくご説明していただけると有難いです。よろしくお願いいたします。	【治水対策室:TEL 21-2785】 河川管理者であります栃木県栃木土木事務所(改良復旧課:23-3921)に確認したところ、以下のとおり回答がありました。 『巴波川下流区間の改修事業につきましては、昨年度、地元にお住まいの皆様を対象とした説明会を実施いたしました。 説明会でご説明したとおり、河道の改修断面は、巴波川の集水域に 24 時間雨量で 200mm 程度の降雨があった際に想定される洪水を設定した「計画高水位」以下で安全に流下させるものとしており、これには地下トンネルからの放流量も含まれたものとなっております。 この「計画高水位」に更に波浪の影響などを加えた高さを計画堤防高としており、巴波川の本事業区間については、「計画高水位」より 80cm を「余裕高」として加え設定しております。 計画規模を超える降雨・出水に対しましては、この「余裕高」を加えた断面をもって相当量を処理するものとしており、改修後の断面においては、東日本台風時相当の出水に対しても堤防を越水しない計画となっております。 一方、近年の全国の水害の状況を鑑みますと、計画規模を超過する出水も多いことから、河川整備に加え、流域のあらゆる関係者による治水対策「流域治水」が必要と考えます。 そこで、現在栃木市では上流支川における調節池や公共貯留施設の整備を進めており、さらには農家の方々に御協力をいただき実施する田んぼダムの整備や個人宅での貯留施設の普及を推進しております。 これらの対策により、県と市、さらには市民の皆様との協働で、巴波川流域の水災害に対する安全度の向上に努めて参ります。』 市としましても、現在進めている流域治水対策を、国・県やあらゆる関係者、市民との協働により引き続き進めてまいります。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
27	下高島	【河川の掘削改修と鹿島堰自動転倒堰への改修】 標記の件について、巴波川の掘削を行う予定があるのか、また、鹿島堰に自動転倒堰を作る予定があるのかをお伺いしたい。	【治水対策室:TEL 21-2785】 河川管理者であります栃木県栃木土木事務所(改良復旧課:23-3921)に確認したところ、以下のとおり回答がありました。 『巴波川の河道掘削工事につきましては、改修計画に基づき、今年度の10月頃より鹿島堰から上流側川島堰まで、および愛宕橋から弁天橋までの区間を着手する予定になっております。 鹿島堰につきましては、河道断面を阻害していることから改築が必要な施設としております。 改築時期および構造詳細等につきましては、今後堰の管理団体等関係者と協議のうえ検討していく予定でございます。』 市といたしましても事業の早期着手を要望してまいります。	【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】 河川管理者であります栃木県栃木土木事務所に確認したところ、以下のとおり回答がありました。 『河道掘削工事については、左記の一連区間において予定通り令和6年秋より着手し、令和7年3月末に完了しました。』
28	新4	【4月の市広報の配布日の早期化】 自治会では、フルタイムで働く役員も増えており、4月の広報の配達日が4月25日前後であると、4月中に配布が難しくなる恐れがある。 このため、4月の広報(5月号)も例月通り、20日頃の配達にして欲しい。	【広報課:TEL 21-2318】 市が発行する「広報とちぎ」4月発行分(5月号)につきましては、4月上旬に各自治会様より、新年度の自治会名簿の提出をいただき、配送先リスト作成や配送先の下見等を行うなど、通常よりも時間が掛かってしまうことから、発行日自体が20日ではなく25日発行と通常より遅くなっております。 ご要望の件につきましては、どのような工夫が可能か研究してまいりますので、ゴールデンウィークなどもあり、皆様にはお手数をお掛けしてしまいますが、ご協力をお願い申し上げます。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:広報課:TEL 21-2318】
29	北武井	【自治会地内の神社に設けられた遊具の撤去】 標記の遊具を撤去する際の諸経費に関して、栃木市役所公園緑地課の方に問合せたところ、「以前は、撤去する際の経費に対して、栃木市から補助金が出る制度があったが、その制度は廃止になった」と回答。 この制度の復活はありますか？	【公園緑地課:TEL 21-2413】 お問い合わせの際に、ご回答した廃止となった補助制度は「栃木市ちびっこ広場整備費補助金」であります。令和3年度末をもちまして廃止となりました。 ご質問の制度の復活につきましては予定しておりませんが、老朽化により壊れた遊具が公民館や神社など誰でも遊べる場所に放置されている状況は非常に危険であることから、市で撤去に向けた対応を検討してまいります。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:公園緑地課:TEL 21-2413】
30	参加者 (川連)	【「クーリングシェルター」対象施設等の情報提供の仕方について】 7月号の広報とちぎに「クーリングシェルター」についての記事が掲載されていて、読ませていただきました。読んでいて引っかかったのが、「施設一覧は、市ホームページをご覧ください」という一文です。市のホームページから情報を得るのは、特に高齢者の方などはできない方が多いと思います。 高齢者の一人暮らしや、高齢夫婦のみで住んでいる方々は、普段身近に若い方に接する機会がないので、基本熱中症などのリスクが非常に高い方々だと思います。それなのに、「市のホームページへアクセスしてください」という記載だけ。情報の提供について、どう考えているのか教えてください。	【保健福祉部長】 「クーリングシェルター」には、変則的に3つの種類の施設がありまして、広報とちぎ紙面内で先行して説明をさせていただきました。それと同時に、今年は暑さが少し早く来ているので、早急に開設をしたいということで、募集と実際の開設とが、ほぼ同じタイミングとなってしまいました。 募集と開設を同時並行で進めていますので、毎日毎日情報が更新され、施設が増えていく状況でありましたため、今回のご案内は、このような形にさせていただきましたが、おっしゃるとおり「市のホームページをご覧ください」という文言だけだと、高齢者の皆様に情報が伝わりづらくなりますので、広報紙、ホームページだけではなく、別の形態も含め、十分に検討していきます。 現在は施設の募集と広報が重なっている時期でありまして、ある程度登録が進んできましたら、きちんと情報が届くような方法をさらに検討してまいります。	【担当課:健康増進課:TEL25-3511】 70歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯へ、ふれあい相談員の方々を通じて毎月ふれあい通信を配布し、様々な情報提供を行っています。 熱中症に関しても、ふれあい通信61号(7～8月配布)に併せて熱中症予防・対策施設一覧チラシを配布すると共に、ふれあい通信60号(6～7月配布)では、熱中症予防に関する情報を掲載し、SNS等で情報が伝わりにくい高齢者世帯に向けた情報提供を行いました。 また、各種教室開催時やイベント時にもチラシ配布を実施しました。その他、公共施設等に情報を更新したチラシを随時設置しSNS以外でも情報が伝わるような取り組みを行いました。 次年度以降も高齢者世帯の方々にも情報が伝わるような方法の検討を行ってまいります。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
31	参加者 (真弓西)	【桜並木の枯れ枝の伐採、運動公園の不法駐車車両の対応について】 大平中のところの桜並木について質問です。業者によって、現在はある程度伐採されていますが、車道側ばかりで、歩道側を全然実施してない状況です。枯れ枝が結構落ちまして、中学生が多く通りますので、歩道側につきましてもよろしくお願ひしたいと思います。早急に対策をとっていただきたいと思っています。 それと、運動公園の南側の駐車場に不法駐車の手がかりがあります。車検切れの状態で駐車しているので、この件について、昨年の7月に公園緑地課のほうへ連絡したのですが、その後対応を取られたのかどうかは分かっておりません。やはり駐車場を占拠されると他の方の迷惑になりますので、市の方で対応をお願いしたいと思います。	【都市建設部長】 桜並木については、通行の危険とならないよう、伐採なり撤去などの対応を行ってまいりますので、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、早急に対応してまいりたいと考えております。また、伐採するだけではなく、新しい木についても、今後検討を進めてまいりたいと思います。 また、公園駐車場の不法駐車について、公園緑地課へ連絡いただいていたということで、申し訳ありませんでした。これについては、早急に対応してまいりたいと考えています。	【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2774】 危険な枯れ枝等を発見次第、除去を行っております。また、枯れ木については、さくら通りから順次伐採を進めてまいります。伐採後の新しい木の植樹については、今後、時期を含めて検討してまいります。 また、アメリカシロヒトリについては、毎年、殺虫剤の消毒を行っておりますが、今後につきましても状況に応じて、対応をしてまいります。
31	参加者 (真弓)	【害虫の被害を受けた桜並木への植樹、害虫の駆除について】 今質問に出ていた桜のことですが、大平中学校の前の桜については、植栽後、もう70～80年経っていると思います。その桜の木は、全部アメリカシロヒトリにやられてしまっていますし、最近増えているのがクビアカツヤカミキリムシです。こういったことで、桜並木の桜はほとんど駄目になってしまっているのです、この桜並木について、今後の植栽についてどのように考えておられるのか教えてください。 それと、今年は異常にアメリカシロヒトリがたくさん発生しており、これらについても、役所で薬品の補助をしていただければ本当にありがたいと思っています。殺虫剤についても、1回2回ぐらいの消毒ではアメリカシロヒトリは死にません。何回かに分けて行くと、殺虫剤も結構高くなってしまいます。コストを抑えるためにも、市での一括購入とかそういった体制があるとありがたいと思います。	【都市建設部長】 ただいまご質問のありました、新しい桜の木については、ぜひ植えてまいりたいと考えています。具体的な話については、またいろいろお話させていただければと思います。 また、アメリカシロヒトリの駆除についても、ご相談いただければ、道路河川維持課の方で対応してまいりますので、個別にご相談いただければと思います。	【担当課：公園緑地課：TEL 21-2414】 不法駐車車両について、所有者の確認はできましたが、既に市外に転居しており、現住所を調査中ですので、判明しましたら撤去の要請をしてまいります。
32	参加者 (中央町第一)	【お昼の時間帯もふれあいバス及び蔵タクを利用しやすくしてほしい】 3年前に引っ越しをして移住してきた者です。いろいろ事情がありまして、車を持っていない状態で、大平町で生活しております。子どもが3人おりまして、1歳、5歳、7歳とありますが、3人ともふれあいバス、蔵タクをかなり利用させていただいております。 助かっていますが、一部ちょっと都合が合わない部分があります。それというのが、私はバスをお昼頃に利用したいのですが、バスの運行がない時間帯となります。蔵タクも、病院送迎の利用者がいっぱいになって利用ができないといった内容で、何回か利用を断られたということがあります。お昼の時間帯も、バス、タクシーを利用できるよう、なんとか工夫いただけないかと思っております。	【生活環境部長】 ふれあいバスの時刻表につきましては、皆様からいろいろなご意見をいただいております。 ふれあいバスの担当の方も、悩みながら苦慮しているところでございます。できれば蔵タクの方を、うまく使っていただけたらという思いもありますが、この後、もしよろしければお時間をいただいて、お話を伺わせていただければと思います。引き続き、ふれあいバス、蔵タクの利用について、よろしくお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2153】
33	参加者 (中央町第一)	【子供を産む前の世代の人たちへも手厚い支援を考えて欲しい】 少子化対策として、子育ての世代を助けるような支援をたくさんやられていると理解しています。よくやられていると感じていますが、子どもを産む前の世代の人たちに対しても、手厚く補助を出していただき、結婚しやすく、そして子どもを産みやすくするというような支援を考えてもらって、今後、来年度以降に反映していただきたいと考えていますが、どのようにお考えでしょうか。	【総合政策部長】 確かに現在は、子育て世代、生まれた赤ちゃんに対しての手当・補助を手厚く行っておりますが、昨年からは、その前の、いわゆる結婚を望んでいるにも関わらず、結婚に至るような出会いがなかなか無いという方々に対しまして、市としてバスツアーの様なものを用意し、市内の観光施設、あるいは自然を見ていただきながら、マッチングしてもらうという企画を行ったところであります。 また、今年度につきましては、若い世代の方に、バーチャルでの出会いの場を設定し、性格など気のあった方がいましたら、その後現実の方で会っていただく。そういった出会いの場の創出というの、今年度新たな取り組みとして企画しているところであります。 少子化対策にも繋がる場だと思っておりますが、まずは、結婚を望む方についての出会いの場を、市でも積極的に取り組み、機会の創出について取り組んでまいりたいと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：総合政策課：TEL 21-2305】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
34	参加者 (土与)	【自治会の加入率を上げる工夫をしてもらいたい】 自治会の加入率が減っていると聞いています。自治会加入率 100%が一番良いとは思いますが、自治会加入率が 7 割ぐらいで、残りの 3 割が自治会に加入してない。この状況について、自治会に加入するメリットが感じられないからではないか。 この年になると収入は年金だけなので、自治会費が負担になる。また、移住した方など若い方がなかなか加入しない。そういった中で、チラシを配布しただけで、自治会に加入するようになるのか、もっと違う方策があるのではないかと思います。 各種集まりを見ても、非常に参加率が悪い。そういう状況があると思います。少しでも加入率を上げる工夫をしていく必要がある。非常に難しい問題だと思いますが、何か工夫をしていってもらいたいという要望であります。	【地域振興部長】 冒頭、市長からの市政報告の中で、本年度自治会加入率が 69.3%。昨年度は、70.72%とお伝えしました。パーセントで言うとなかなか分かりづらいかと思いますが、どのぐらい世帯が減ったか数字にしますと、592 世帯が 1 年間で抜けてしまったということになります。592 世帯となると、非常に大きな数字だという実感があると思います。 また、移住定住に関する支援策について、市では様々なことをやっておりますが、その支援策の中で、自治会に加入することを条件としております。また、自治会に入った後、何かしらの役をやらされるのではないか。そんな不安も多いということで加入しない。また、役員が回ってきそうになると抜けてしまう、といったようなこともありますので、まずは自治会への負担を軽減させようといった試みも、今後進めていこうかと思っております。 それと、これまで 25 名程、能登半島地震の支援ということで、職員を派遣させていただいております。地域振興部からも職員が派遣されておりまして、避難所の支援をしてきた職員の話を聞きますと、自治会活動、コミュニティ活動があり、色々なお祭りを通して互いに顔を知っていたため、避難所に行ってから、隣の人がいらないのではと気づくことが出来る、というようなことがあったと聞いております。 まさに、自治会活動や地域のイベント等で、隣近所に住む方の顔が見える、分かるということ。自治会活動というのは非常に重要だということを、実感したところでございます。 自治会活動の負担というのがありますが、入っていることによって顔が見えるということで、何かあったときには助け合いができるということもお話ししながら、自治会への加入を促すと共に、加入いただいた方には続けていただけるよう、ご案内していきたいと思っています。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：地域政策課：TEL 24-0352】
35	参加者 (西水代上 第 2)	【プラッツおおひらの直売スペースについて】 「プラッツおおひら」の直売スペースに出店している業者として、八百屋さんが 2 軒入っています。その他にも、小さな農家の方が 12 名ぐらい入っています。直売スペースとして、割り当てられているのは、幅 60 センチ奥行き 90 センチぐらいのスペースで、小さな農家さんが、売り場を作って商品を置いています。スペースも十分あるわけではありません。半分ずつに分けるなどして、割り当てをやくりりしているようです。その他のスペースは、2 つの八百屋さんが全部やっているとのこと。聞くと、ところによると、1 軒の八百屋さんが 1 ヶ月 100 万ぐらいの売り上げがあるらしいです。小さな農家の方は、売るスペースが小さなところですから、1 ヶ月 10 万円も売れる訳がない。 また、「プラッツおおひら」を管理している業者と、農家がいざこざになって、出品自体を止めさせられた人がいるという事も聞いています。運営などを業者に委託するのは結構ですが、もう少しうまく運営できれば良いと私は思っています。以前は、大平町商工会でやっていたということを聞きました。その頃はなにもいざこざがなくて、非常に良かったということを聞いています。	【産業振興部長】 ご質問のありました「プラッツおおひら」は、大平町時代に、大平の商業、工業、観光等、様々な経済活動の大切な拠点といたしまして、新大平下駅前に開設されております。 また、その発展のための拠点となる施設ということもありますので、特に地元の農家さんや事業者さんなどに、施設をうまく活用していただきながら、地元の方々にもメリットを感じていただけるような場所・施設であるべきだと考えております。 本日いただいたご意見以外にも、管理している事業者から、又は利用者の方々から、ご意見ご意向なども多くいただいているところではあります。必ずしも全てのご意見ご要望を、きちんとした形で受け取ることが、なかなかできていないのかもしれませんが、また、利用者の皆さんとの情報の共有についても、十分に図れていないところもあるかもしれません。そういったところを少しでも改善を図りまして、運営をきちんとした形で進めていきたいと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：商工振興課：TEL 21-2371】
36	参加者 (西野田)	【タバコの禁煙、分煙に係る市の取組み状況について】 喫煙、タバコについてお伺いしたいのですが、私が勤める事業所でも、4 月から敷地内全面禁煙となりました。その結果、敷地外に出て路上で喫煙をするとか、長時間敷地外へ出てしまうようなことが起こりました。官公庁とか学校でも、敷地内禁煙といった取り組みを実施していると思います。タバコについては、止められるものならやめるというのが一番かと思いますが、禁煙、分煙のマナーやモラルといった話になってきている現状があると思います。市の現状を教えてください。	【経営管理部長】 健康増進法が施行され、喫煙に関しては一定の規制がなされている状況のなかで、市の庁舎におきましては、特定の場所に限定をさせていただくとともに、一定の時間内でしか喫煙ができないというルールを定め、喫煙しない方などへ配慮した形で対応しているところでございます。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：管財課：TEL 21-2605】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
37	参加者 (西野田)	【喫煙率削減等の目標があるのか】 健康に悪いから、タバコについて禁煙の動きが進んでいるということだと思います。市内でも禁煙促進のポスター、ピラなどを見かけます。その真意は、受動喫煙をなくそうということに絞っているように感じます。もし、本当に喫煙が体に悪いということであれば、本人のために喫煙を止めようといった内容のポスターがあっても良いと思います。そういう喫煙率を削減する目標があるとか、あるいはそれは本人次第なのか、また税収が減ってしまうからやめて欲しいとか、そんなのがあれば教えてください。お願いします。	【経営管理部長】 現在のところ、具体的な目標というのはございませんが、ご承知のとおり本市は健康都市宣言をしており、当然ながら健康寿命を延ばしていくことを考えれば、タバコを吸わない方が良いと考えております。そういった部分も含めまして、ご意見を持ち帰り、検討していきたいと思います。 【保健福祉部長】 本市の健康増進計画の中の一つの柱に、いわゆる禁煙についての項目を掲げておりますが、タバコというのは、各個人の嗜好品という側面を持ちますので、一方的に禁煙を推し進めるのは難しいという現状があります。 そのため、具体的な数値目標を設定するということまでは、まだ至ってないところでございますが、実はこの計画を今年と来年、2年かけて次の計画にリニューアルをする予定で進めておりまして、そのアンケート等も、皆様をお願いしているところでございます。リニューアルした計画の中では、今ご提言いただいたような、いわゆる喫煙率をどう考えていくとか、そのあたりの具体的な部分を少し突っ込んだ対応ができるようであれば、しっかりと検討していきたいと思います。現状ではなかなかそこまで進んでないということで、ご理解いただければと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:管財課:TEL 21-2605】 【担当課:健康増進課:TEL 25-3511】 たばこ消費量や喫煙率は年々減少傾向にあります。たばこ関連疾患による死亡数は年々増加しており、たばこ消費を継続的に減少させることで、日本人の死因1位であるがんをはじめ、喫煙関連疾患による死亡や医療費、経済的損失等を確実に減少できることから、たばこ対策は重要となっています。 たばこ対策において、国が定める計画(健康日本21(第三次))の中で、「喫煙率の低下」と「受動喫煙への暴露状況の改善」が重要とされており、個人の行動と、健康状態の改善に関する目標が設定されています。 ① 喫煙率の減少(たばこをやめたい者がやめる) ② 20歳未満の者の喫煙をなくす ③ 妊娠中の喫煙をなくす 本市におきましても、令和8年度を初年度とする新たな健康増進計画の中で、国の計画に準じた「喫煙率の減少」等を目標にすることを検討しております。引き続き、禁煙・分煙等の対策に取り組んでまいります。
38	参加者 (大宮町)	【子どもの権利を守って欲しい】 私の子どもは今不登校です。小学校4年生から学校へ行かなくなり、今中学校2年生です。学校へ行かないと、学校や行政側が家庭を悪く言います。育て方を間違っただけではないとか、子どもとのコミュニケーションを取れていますとか、いろんなことを言われました。家庭がずっと悪いと言われています。 でも、最近変わったのが、中学校に入って、放課後登校を2回行けるようになりました。今週木曜日の放課後にも行くのですが、私も一緒に付いて行きます。学校へ行って改めて感じるのは、教育の仕方が、私が中学生のときと全然変わっていないということです。例えば、暗記して受験のためだけに覚える勉強です。 子どもが学校へ行けなくなった原因は、コロナが流行った時期で、小学校4年生の時に全国的に休校になりました。そのときの宿題がとて多くて、うちの子どもは宿題をあまりやらない方なので、宿題が終わっていないから学校へ行きたくない、というのが不登校のきっかけです。 学校へ行かなくなると、家庭での虐待を疑われて、先生と行政の方がよく家に来るようになりました。それはそれで仕方ないのかなと思いますが、今後の方針として、目標シートには学校復帰を目的としないと、書いてあるのは書いてあるのですが、現実には学校復帰が目的なのかなと感じることがあります。先生からも、今放課後登校が1週間に1回ですが、2回来られたら良いねとか、放課後登校に慣れたら昼間に保健室登校はどうか、と言われてしまいます。子どもの権利を守って欲しいと思います。	【教育長】 教育委員会では、学校に来られないからご家庭が悪いのではないとか、お子さんに何か原因があるのではないとか、そういうことは言わないようにということで、指導しています。学校もご家庭を責めたり、お子さんを責めたりはしていないと私は信じていますが、もしそんなことがあったならば、それはとても残念なことです。教育委員会としても、きちんと学校を指導していきたいと思います。 お子さんは、今まだ心にエネルギーが溜まっていなくて、週に2回ぐらいしか学校に来れていないと思いますけれども、焦らないでください。学校に行かなきゃ駄目ということは、親御さんからも言わないでください。お子さんの心にエネルギーが一杯溜まってくれば、例えば学校以外の学びの場、今は結構ありますので、そういうところに足を運んで学んだり、友達・仲間と過ごしたりという場所もありますので、ぜひ学校に相談してもらえれば、また、もし学校だけに相談するのが難しかったら、教育委員会に相談してもらえればと思います。 そして、不登校のお子さんを持つ保護者の集いというのを、2年前からスタートしました。同じ悩みを持つ保護者の方々が集まって、悩みを分かち合ったり、そこにはアドバイスをしてくれる民間団体の方も参加しております。本年度も、12月に国府公民館と寺尾公民館の2ヶ所でやる予定で、保護者の方にダイレクトに、学校を通さずに通知を流すことになっておりますので、ぜひその場にも参加していただいて、話を聞かせていただけたらと思います。 とにかく、お子さんを責めたり保護者の方が引け目を感じたり、そういったことは絶対にあってはならないことです。今お子さんも保護者の方もお辛い時期かもしれませんが、必ずトンネルは抜けられると私は思いますので、ぜひとも何かご相談事がありましたら、学校だけでなく、教育委員会にも相談していただけたらと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:学校教育課:TEL 21-2476】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
39	参加者 (榎本)	【両名橋改修後の交通規制について】 担当が市なのか県の土木なのか分からないのですが、ここ何年も永野川を改修しているのは皆さんご承知だと思います。地域にある「両明橋」と言う橋を直していただいております。大平南中学校の通学路にもなっていますし、最近は高齢者が免許返納していたりすれば、自転車通行しています。今までは、大型車は通れないようになっていたのですが、改修後はどのようにするのか、分かれば教えてください。	【都市建設部長】 両明橋についてご質問いただきましたが、まず橋の事業は、永野川の改修工事と併せまして、県の方で橋の架け替えの事業を行っております。現時点の予定では、令和7年度中に新しい橋を掛けると聞いておりまして、橋の通行の制限ですが、今は古い看板があるということでございますが、新しい橋はその制限は無くなると伺っております。 ただし、無くなるからといって広い道では決していないので、元の制限が無くなったからといって、大型車が通るといったことは無いのかなと考えております。実際に橋の通行を開始した後に、道路の利用状況を見て制限をかけるとなると、警察の方も絡んでくると思いますが、関係部署と相談して、対応を検討してまいりたいと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2774】
40	参加者 (西水代)	【赤津川にある電柱の切れている支線の対応について】 赤津川の間に電柱が立ててあるのですが、一本支線が切れています。その対応をお願いしたいと思います。	【都市建設部長】 現場を確認しまして、関係部署と連絡を取りたいと思いますので、後ほど具体的な場所を教えていただければと思います。	【担当課：道路河川維持課：TEL21-2403 】 当該支線について現場確認したところ、支線が切れていることを確認しました。 東京電力へ修繕又は撤去の連絡をし、現在は新しい支線に修繕されていることを確認しております。
41	参加者 (蔵井)	【栃木市総合運動公園と永野川緑地公園内への除草剤散布について】 栃木市総合運動公園及び永野川緑地公園内へ、定期的に除草剤を散布していただいておりますが、除草剤散布前に、お知らせ看板が立てられています。ちなみに前回は除草剤散布の期間が「5月7日から6月10日」の間に散布、と看板が出ていました。ちょっと期間が長くて、犬の散歩する人が困っていて、私が相談を受けました。 総合運動公園で散歩ができないので、永野川緑地公園へ行ってみたところ、緑地公園の方でも除草剤を散布していたということです。一体、どこへ散歩に連れて行けば良いのかということで、困っているようです。 そこで、他の公園を見てみたら、除草剤散布の期間は、大体1週間～10日間でした。また、除草剤散布後に、総合運動公園に関しましては、散布後をお知らせする立て看板が無い状況です。 緑地公園に関しましては、散布した後に立て看板が立ててあって、どこを除草剤散布したかということが一応明確に分かるようになっています。総合運動公園に関しましては、どこを散布したのか分からないということで、犬の散歩をする人が困っています。 参考までに、他の公園で見てみたところ、「除草剤散布のお知らせ」という立て看板が立ててあり、何月何日から何日は除草剤を散布しますというお知らせがあり、終わった時点でその看板を使って散布しましたとなるような、予告看板と実施したことをお知らせする看板が、セットで使えるようになっていました。そういう点も、いろいろ考えていただくとありがたいと思います。	【都市建設部長】 除草剤の散布方法について、いろいろご不便おかけしてしまいまして、大変申し訳なく思っております。今後、総合運動公園と永野川緑地公園を同時期に除草剤散布して、どこに行けば良いのかと困ることがないように、散布時期をずらしたり、1ヶ月も掛からないで、もっと短期間で散布するなど、しっかり検討して対応してまいりたいと思います。大変ご不便をおかけして申し訳ありません。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：公園緑地課：TEL21-2414 】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
42	参加者 (中央町 2 丁目)	【カーボンニュートラル、原発再稼働等、エネルギー政策についての市の見解をお聞きしたい】 カーボンニュートラルという視点で、市の事業を展開されているということですが、最近の研究によりますと、気候変動の原因としては非常にいろんな多くの原因があつて、必ずしも二酸化炭素を人類が排出したからといって、それが直接気候変動に関わるかという、そうでもないという見解があります。ですから、この脱炭素＝環境とかそういうことを、環境省や国が言っておりますけど、この点に関しては、必ずしも二酸化炭素と気候変動が直接結びつくかということは、よく考えておいた方が良いと思います。 往々にして、最近の自民党政権のやり方を見ますと、脱炭素＝原発推進というような方向に持っていく傾向にありますので、その点について審議が必要だと思えます。 あまり直接関係はないですが、栃木市として原発の再稼働とか推進について、どのようなご見解があるのか、お聞きできればと思います。	【総合政策部長】 カーボンニュートラルについて、必ずしも二酸化炭素が原因ではないのではないか、という見解についてお答えします。概ねの意見といたしますと、二酸化炭素やそれに関わる温室効果ガス、これらが気候変動に対する影響が大きいというのが、国あるいは県の研究結果によって示されています。 それらを削減していこうというのが、今の方針であります。一部雑誌や報道等で、原因はそればかりではないというような見解が、様々出ているというのは事実かと思えます。いろいろなご意見があるということも存じておりますが、現在におきましては、国の方針に基づいて市の方も協力してやっていくということで、考えているところであります。 また、原発については、これも栃木市の問題というよりも、ほぼ国策に近いということもありまして、市の立場において再稼働が良いとか悪いとかということよりも、国がエネルギー政策において、責任を持って国民の理解を得ながら進めていただきたいと考えております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：カーボンニュートラル推進課：TEL 21-2591】